＊＊＊＊＊＊＊＊＊要約筆記派遣利用のしおり＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【はじめに】

聴覚及び音声又は言語機能に障害がある者（以下、「聴覚障がい者等」という。）のために、要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者等情報の保障、コミュニケーションの保障及び自己決定できる条件等の保障を行ない、もって聴覚障がい者等健康で文化的に生活する権利を保障することを目的としています。

【要約筆記依頼の申し込み方法】

申込書に必要事項を記入し、ＦＡＸ・メールでお願いします。

（別紙「要約筆記派遣申込書（斡旋用）」をご利用ください。）

【派遣費用について】

●派遣料・・・申請者との集合時間から終了時間までを基準とする。

１時間まで　１，５００円　（１人あたり）

（１時間を超えた場合は、３０分毎　７５０円）

※集合時間は、パソコン要約筆記の場合は準備や片付けの時間も含めて１時間前とさせていただきます。手書きの場合は、原則３０分前とします。

●旅費・・・公共機関の場合は実費、車・バイクの場合は、１ｋｍ×３７円

●コーディネーター料・・・１件あたり　５００円

●消耗品費（OHC ロール紙等）・・・実費

【派遣人数について】

要約筆記通訳はその性質上、交代が必要です。会場全体の要約筆記の場合は、１チーム４人体制です。個人用ノートテイクの場合は、２時間までは２～３名、２時間以上の場合は、３～４名となります。通訳の方法や時間により、人数を調整いたします。

また、終日の場合、午前・午後で要約筆記者が交代することもあります。

【機材について】

要約筆記には以下の機器等が必要です。なお、ご準備いただくものは会場の広さや設置場所によって不要な場合もありますのでご相談ください。

主催者側でご用意していただきたいものは以下のものです。（パソコン・手書き共通）

◆スクリーン、プロジェクター、電源ドラム、机、イスなど

手書きの場合は、上記の他に以下のものが必要です。

◆OHC（使用になる場合）

上記以外で、表示用パソコン、LAN ケーブルなどが必要となりますので、
当センターまで取りに来ていただき、終了後に返却をお願いいたします。
ただし、遠方で取りに来られない場合は、お送りすることもできます。（送料は依頼者の実費負担となります。）

【派遣できない内容】

下記の内容は、派遣事業による派遣はできません。

●政治活動、宗教活動、営利活動に関すること

【要約筆記派遣の流れ】

① 要約筆記の依頼
日時、場所、内容、聴覚障がい者の参加状況、機材、事前資料などの確認

② 要約筆記者の調整
日時、内容、場所などによって、派遣する筆記通訳者を調整

③ 要約筆記者の決定及び連絡
決まった要約筆記者の名前を依頼された団体などに連絡（FAX およびメール）

④ 請求書の発送
基準に基づき、請求金額を確定し請求書を郵送、派遣依頼者が派遣料などを銀行振込

【要約筆記派遣の注意事項およびお願い】

●ポスターやチラシ等への掲載
講演会・行事などでは、要約筆記を準備できる旨を広報してください。

●会場
会場で要約筆記者の座席指定をしたり、聴覚障がい者の座席の確保や表示をお願いする場合があります。また、音響・照明など、要約筆記が円滑に要約筆記を行えるよう、相談させていただくことがあります。

例）手書き

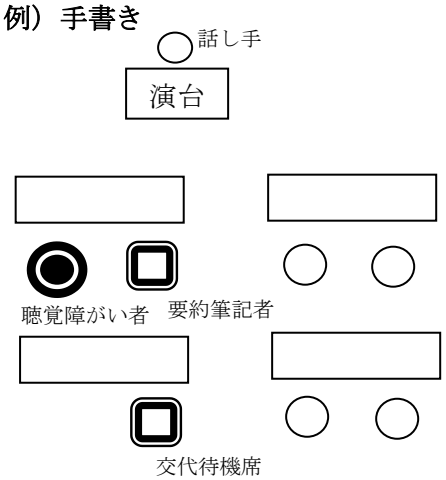

例）パソコン（全体投影）

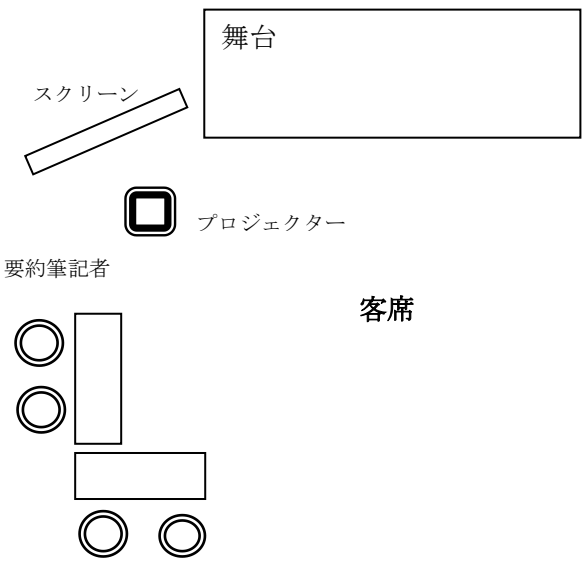

●守秘義務

要約筆記者には、守秘義務があり、要約筆記業務を通じて知り得た個人や企業の情報を他に漏らすことは禁止されております。また、要約筆記は記録ではありません。その場限りの通訳です。ロール等に書かれたもの・パソコンに残ったデータは、通訳終了後、廃棄いたします。

●事前の情報提供

研修会や講演会等で使用される専門用語について事前準備を行います。質の高い情報保障をするため、当日使用される資料の提供にご協力をお願いします。

【その他】

要約筆記者が決まり次第、ご連絡いたします。２日前までに連絡がない場合は、恐れ入りますが、当センターにお問い合わせください

≪お問い合わせ先≫
〒770-0005　徳島市南矢三町２丁目１－５９
徳島県立障がい者交流プラザ
視聴覚障がい者支援センター
TEL　０８８－６３１－１４００
FAX　０８８－６３１－１５００
休館日　木曜日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）